

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要について

1 制度の概要

平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人であっても、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされることとなりました。

本市でも平成25年9月に条例を施行し、現在4法人を指定しています。

2 改正の理由

今回、指定NPO法人の「特定非営利活動法人トムトム」及び「特定非営利活動法人WE21 ジャパンひらつか」が、平塚市市税条例第13条の2第2項の期間を「令和5年10月1日から令和10年9月30日」に更新する旨の申出があったため、NPO法人を指定する条例の一部改正を行った。

3 改正の要点

2法人の指定期間延長による本条例別表の修正。

4 指定期間更新を行った指定NPO法人の概要

(1) 法人名 特定非営利活動法人トムトム

所在地 茅ヶ崎市萩園 2336 番地 2

主な事業 ・障がい者や高齢者に対する支援サービスの提供 (※) など
※送迎、身辺介助、余暇支援 等

(2) 法人名 特定非営利活動法人 WE21 ジャパンひらつか

所在地 平塚市代官町 11 番 30 号

主な事業 ・地球環境を保全するため、資源のリユースやリサイクルの推進
・アジア等における市民の生活向上と自立のための活動支援など

《参考》

(寄附者への控除内容)

NPO法人への寄附金について、都道府県又は市町村が条例で個別に指定することにより個人住民税の税額控除（県民税4%、市民税6%）の控除対象となります。

寄付先の法人	寄附金控除の内容	指定根拠
県指定 NPO 法人 県に申し出て指定を受けた NPO 法人	個人県民税 4%	県条例
市町村指定 NPO 法人 市町村に申し出て指定を受けた NPO 法人	個人市町村民税 6%	市町村条例
認定 NPO 法人 県又は政令市に申請し、認定を受けた NPO 法人	所得税 40%	NPO 法

(控除の例)

- ・ 指定 NPO 法人に、10,000 円を寄附した場合、
10,000 円－2,000 円＝8,000 円のうち、
市税 8,000 円×6%＝480 円、県税 8,000 円×4%＝320 円、合計 800 円の住民税が控除
- ・ 認定を取った指定 NPO 法人に、10,000 円を寄附した場合、
10,000 円－2,000 円＝8,000 円のうち、上記 800 円の住民税額控除と
8,000 円×40%＝3,200 円の所得税額控除、合計 4,000 円の税額が控除

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成25年9月25日

条例第25号

改正 平成28年6月30日条例第28号

平成30年9月20日条例第29号

令和3年6月29日条例第18号

令和4年3月23日条例第6号

令和4年9月21日条例第16号

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る平塚市市税条例（平成元年条例第21号）第13条の2第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（平塚市市税条例の一部改正）
- 2 平塚市市税条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月20日条例第29号）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人トムトムの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の別表特定非営利活動法人 WE21 ジャパンひらつかの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和3年6月29日条例第18号）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表中「平成35年9月30日」を「令和5年9月30日」に改める改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法

人フードバンクひらつかの項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

- この条例による改正前の別表NPO法人ロボティック普及促進センターの項及びNPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項の規定は、これらの項に規定する特定非営利活動法人に対してそれぞれ同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月23日条例第6号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正前の別表特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和4年9月21日条例第16号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正前の別表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	平塚市市税条例第13条の2第2項の期間
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2, 336番地2	平成30年1月1日から令和5年9月30日まで
特定非営利活動法人 WE21 ジャパンひらつか	平塚市代官町11番30号	平成30年10月1日から令和5年9月30日まで
特定非営利活動法人フードバンク湘南	平塚市御殿一丁目33番35号 亀井ハイツ101	令和3年1月1日から令和8年6月30日まで
NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センター	鎌倉市腰越四丁目9番8号	令和3年7月1日から令和8年6月30日まで